

船舶事故調査報告書

令和元年 11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（陸上クレーン）
発生日時	令和元年 7月8日 07時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市大島の岸壁 長崎県大島大橋橋梁灯（C1灯）から真方位333° 1.18海里 付近 （概位 北緯33° 03.3′ 東経129° 37.9′）
事故の概要	貨物船誠祐丸は、着岸作業中、陸上クレーンに衝突した。
事故調査の経過	令和元年 8月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 誠祐丸、264トン 141941、三和海運有限公司（船舶所有者）、日誠海運株式会 社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 後部マストに曲損 陸上クレーン なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、‘陸上クレーンが設置された岸 壁’（以下「本件岸壁」という。）に入船右舷着けで着岸作業中、前進 行きあしを制御するつもりで主機を微速力後進としたものの、後部マ ストが陸上クレーンに衝突した。 船長は、本件岸壁に着岸するのは本事故時が初めてであり、着岸場 所及び陸上クレーンの位置関係を把握していなかった。 陸上クレーンは、岸壁から海上に約20m張り出した形状であつ た。
分析	本船は、船長が、着岸場所及び陸上クレーンの位置関係を把握して いない状況で本件岸壁に着岸作業中、前進行きあしを制御する時機が 遅れたことから、後部マストが陸上クレーンに衝突したものと考えら れる。
原因	本事故は、船長が、着岸場所及び陸上クレーンの位置関係を把握し ていない状況で本件岸壁に着岸作業中、前進行きあしを制御する時機 が遅れたため、本船の後部マストが陸上クレーンに衝突したものと考え られる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 着岸時には、着岸場所及び陸上施設の位置関係を把握した上で、余裕のある時機に前進行きあしを制御すること。 |
|--|---|